（十七）	（略）	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　（略）
（十八）	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一　（略） 二　一・四―ジオキサン（削る） （削る） （削る） （削る） 三　前二号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一　（略） 二　医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及び血清ガンマ―グルタミルトランスペプチダーゼ（γ―ＧＴＰ）の検査を除く。）又は腎機能検査
（十九）	（略）	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　（略）
（二十）	（略）	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二・三　（略）
（二十一）	（略）	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　（略）
（二十二）	（略）	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二・三　（略）
（二十三）	（略）	一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　（略）

十九	（略）	一　作業条件の調査 二　（略）
（二十）	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一　（略） 二　四塩化炭素 三　一・四―ジオキサン 四　一・二―ジクロロエタン 五　スチレン 六　一・一・二・二―テトラクロロエタン 七　テトラクロロエチレン 八　トリクロロエチレン 九　メチルイソブチルケトン 十　前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一　（略） 二　医師が必要と認める場合は、神経学的検査、貧血検査、肝機能検査又は腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く。）
（二十一）	（略）	一　作業条件の調査 二　（略）
（二十二）	（略）	一　作業条件の調査 二・三　（略）
（二十三）	（略）	一　作業条件の調査 二　（略）
（二十四）	（略）	一　作業条件の調査 二　（略）